

第75回  
近江八幡市安土町地域自治区地域協議会  
会議録

近江八幡市安土町地域自治区地域協議会事務局

第 75 回（平成 28 年度臨時会）  
近江八幡市安土町地域自治区地域協議会 次第

日 時：平成 28 年 9 月 26 日（月）午後 1 時 30 分

場 所：安土町総合支所 3 階旧議員控室

1. 開会

2. 経過確認

3. 協議事項

近江八幡市・安土町 新市基本計画の変更について〔諮問〕

4. 閉 会

## 会議録

●会議の名称	安土町地域自治区地域協議会 第75回（平成28年度）臨時会
●開催場所	近江八幡市安土町総合支所3階議員控室
●開催日時	平成28年9月26日（月） 13:30～15:00
●出席者 （委員等） （説明者等） （事務局）	安田惣左衛門会長、茶野初美副会長、可須水弘美委員、小杉稔委員、善住元治委員、仙波謙三委員、中澤栄子委員、矢場義章委員、横川明子委員 地域協議会事務局 安土町総合支所…大林地域自治区長 住民課…福井次長兼課長、川部課長補佐、助野副主幹
●議題及び議事	
事務局	第75回近江八幡市安土町地域自治区地域協議会を開会いたします。 開会にあたりまして、会長よりご挨拶いただきます。
会長	（あいさつ）
事務局	ありがとうございました。続きまして、安土町地域自治区大林区長が挨拶いたします。
事務局（区長）	（あいさつ）
事務局	それでは、本日の会議について澤委員がまだお見えになっていませんが、「近江八幡市及び蒲生郡安土町の廃置分合に伴う地域自治区及び地域自治区の区長の設置に関する協議書」第11条第3項の規定に基づき、本協議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。 また宗野アドバイザーにつきましては会長宛てに欠席の連絡がありました。 それでは、これより議事に入らせていただきます。会議の議長につきましては、同じく協議書の規定に基づきまして、会長にお願い申し上げます。
会長	それでは、規定に基づき、議長を務めます。会議につきましては慎重審議をしていただきたいのですが、できましたら1時間ぐらいで終わられるように予定していますのでよろしく申し上げます。 経過確認でございますが、9月21日の定例会において、新市基本計画の変更について市長より諮問があり、政策推進課より説明があり、各委員においては内容を注視していただいたところだと思います。計画の変更につきましては、期間の延長、平成36年までの5年間の延長ということでございましたけれども、主な内容については庁舎整備を取り入れて、当然ながら財政計画を36年まで見ると。

平成 36 年までの財政計画は現在進行形でまだ完成していませんが、これは追って完成し次第、提示するという説明でした。まず、5 年間延長ということと、財源の使い道につきましても一部意見をいただいています。今日改めまして、この諮問でございます、基本的に延長、取り入れ変更した庁舎整備、それに伴いまして財務と、基本的なことにつきまして、良いか悪いか、賛成か反対なのか。それに付帯的に意見が付くならば意見を申し添えるということでございます。これらが先般、21 日の政策推進課より出て参りました経過がございます。こういうことで一つ協議を行ってもらいたいと思っております。協議会の答申をするための会議です。中身が庁舎整備ということで、庁舎整備も市民のご意見を伺いながら、優先的に子育てということで子育て関係エリアが今度の構想では非常に多く取られている。それと、住民サービスのわかりやすさということで、1 階の総合窓口に行く手続きが一挙にできるというようなレイアウトが現在の庁舎整備にはされていまして、新市基本計画にも謳われています、安土地域もちろん含みます、住民のニーズが織り込まれた庁舎整備になっていますので、当然我々地域協議会としまして市民の立場に立ちまして、良くなることは間違いないわけでありまして、そこらを踏まえまして、もしご意見があるようでしたら、付けながら諮問に答えたいと思っております。

基本的に、諮問に対して、期間と内容、庁舎整備ですが、このように部分的に諮問されていますのでこれについてまず協議を。

副会長

庁舎に使うお金と言うのはもう計画されていたと思うのです。どこから借りてきてとか。まだ 5 年間延長されて、合併特例債を使うということは、今まで予定していた予算の中で考えておられたと思うのですけれども、それからこれ以上に使うということになるのか、置き換えて使うのか、その点が私はどうかなあと思うのですけれども。借りられるから余計に使っていくという発想ではなくて、今までを見直してそちらを使っていくのか。そこまですべて考えていただければと思う。

事務局（区長）

庁舎だけでなく、例えばの例を言いますと金田小学校に桐原、できるだけ市の財源は他の事に使うようにして、国から補助金をもらうことを各事業の基本ベースにして進めています。ほとんどは社会資本整備という別の、40～45%が国からいただけます。庁舎の場合を言いますと、合併特例債、それと社会資本、それと公共事業債。それに一般財源を付け加えると。そこで、新市基本計画には盛り込んでいますが、その時は明確な庁舎整備を行うと言うことは書いていなかったのです。書いてあるのは、公の施設を整備する場合にとあり、目的をはっきりさせないといけないということも絡んでいまして、今回、庁舎整備ということも明確にした項目を入れて、合併特例債をいただいて事業をして行こうかということなのです。もともと、庁舎についてはそれも含んで、金額は別ですが、金

額はできるだけ最小の経費で最大の効果を出すということで、今設計段階に入っています。やっぱり市の財源も使っていないといけませんので、そうなると市民の皆さんにも負担にもなりますので、できるだけ最小限の事業費でしようとしているので、その手続きをしないとイケない。この合併特例債は36%と率は決まっています。その整備をするのが、庁舎だけでなく、子育てとかいろいろなぎわいがここに盛り込まれるので、その36%は活用させてもらって、あとは社会資本が40~45%、あと公共事業債、残りは一般財源で行こうかということです。いずれにしてもお金は返さないといけませんのですけれども、今厳しい財源で市の一般財源をどんと使うよりも、いただけるものを活用していくためには、この手続きを明確にしておかなければ国のほうも認めてもらえないよということで、今一部修正をするということなのです。

会長 庁舎については、いくらと言うことは議会でも決まっていらないのです。設計も何もできないので、全体的に必要なだとされている金額が幾らでしたか。

事務局（区長） 必要とされる額は、70億から80億円。

会長 それを目安に整備をしますということで、もちろんこれも安くなるほど良いので。設計業者も今、決められた。今度、実施設計ができますと、いよいよ入札に入られる。それも一番安いと言いますか、安心できるるところにということで、その都度具体的に議会に諮られる。庁舎整備がもともといくらかかって、それが何の資金を使ってということで決まっているものではない。およそ、70何億円で整備しますということは議会承認を取られまして、それから1歩1歩進まれたことには議会承認を得ながら、進んでいる。今済んでいるのは、実施設計の業者選定まで。その時に決めると同時に、一方、財源で地方交付税だとか国の補助金とか決められていまして。1階、2階の子育て支援エリアはほとんど、それから市民が入っているところは、先ほど区長が申されましたように、社会資本を使おうと思っているのですね。ところが、職員の事務室のところには使えない。事業の目的がございまして、市民がいつも出入りするフロアは社会資本というのが一般的でそんなのが使える。このように使い分けて1つの庁舎をいろんな使い道を示されておられる。老蘇コミセンを2年前に建てていただいたおりも、一般的な社会資本がメインですけれども、その他あらゆる予算を使っていたら周辺整備をしていただいた。近江八幡市の方針は、1つの物件でも場所の目的によって事業予算をいろいろと駆使しながら1つの物を作っておられますので、全てが皆さんの市税とは言えないし、全てが国の費用とも言えないというような状態ですので、今後の市民の市民税を活用した金はこのを使うのかということは、1歩1歩進みますと明確になるだろうけれど、おそらく今作っておられます財政計画はおそらくそうであろうという予定で財政計画を作っておられると思います。お

金についてはその都度、決めて行かれて、最初から今度のことは何と何を使って、いくら使って、合計何十億円だというようなことではない。

事務局（区長）

私なりに心配でしたので、他の市町はどうなのかと資料を取り寄せました。内部資料ですので、配付はできませんけれども。近江八幡市だけが新市基本計画を変更するという事では無く、滋賀県下はほとんど触っています。用途を明確にして修正したのは、近江八幡市は庁舎の関係とか総合的に明確にして合併債を活用しようということで今変更しました。それと同じスタンスを取っているのが、甲賀市で、甲賀市は今庁舎の整備を進めていますけれども、そのようなことが整理できていなかったということです。それと、湖南市も公共施設の項目を入れられています。東近江市は、既に5年間の延長のみで終わっています。米原市も計画期間延長のみで終わっています。野洲市も延長だけで終わっています。事業をするために明確化して再認可を受けないといけないということで、甲賀市、湖南市、近江八幡市は、期間の延長にあわせてその点が変更になっています。これは参考です。

会長

今回の新市基本計画、合併されたところが、合併債の使い方を延長しておくだけで内容が変わらない所は、既に上げた中で今後5年間を合併特例債を使いたいから期間延長のみでということですね。当初、ここに庁舎も含まれますよと総務省との手続きはできていたのですが、今の場合はもう少し明確に明示してもらわないとそれは困るよということでこの機会に具体化しようということで変更されたということです。あと、もし諮問内容につきまして何かご意見ございましたら。

もともと、官庁街整備の一環が今回の庁舎整備で、市民が憩える場づくりだとか、そのようなことが合併協議会でも上がっていました。そのようなことを今回は庁舎整備で叶えようということで、今回具体化されたスケジュールで言いますと、当初の基本計画に謳っていたいろんなものがより具体化されて、実行に移せるような状態に入ることになるかと思えます。福祉向上ということも基本計画にありますけれども、今は福祉関係は別館になっていますが、今度の庁舎の中で福祉関係それと子ども福祉等々が関連的に配置されまして、福祉行政、子育ても一貫してしようということで庁舎はなっていて、今の現行の庁舎から申しますと結構市民の立場からして相談窓口等々との利便性を図れるということを考えておられるところです。

事務局（区長）

新市基本計画は何ら修正は今全くされていないのです。今までの現行に、より明確にするための文を付議するということと合わせて5年間の延長ができるので、その手続きを踏んできちっとしておこうかということですけども。そのことの始まりは説明があったと思いますけれども、東日本の震災から早く復旧をし

なければいけないということで国も力添えと言いますかテコを入れたらということで、災害に遭われた都道府県に自分たちで全部しなさいとか、町の財源で復興しなさいとか到底できたものではありませんので、国が責任をもって復興を支援していきたいという審議がなされまして、合併されたところもありますので国はそのようなものを活用してくださいよというように見直しがされたんです。災害に遭われたところは10年延長されるのですが、他のところは5年間延長できることを認めて構いませんよということで今回、どこの町でもその議会の承認を得て、県へ出して、県議会の承認を得て、総務省に上げて国が認めるという手続きがされているところです。

会長 何か皆さんで、期間延長、その内容はというのは庁舎整備を具体的にしたということで、基本計画の変更をしたいということですが、委員で何かご意見は。

委員 庁舎の計画は何年ぐらいまでですか。

事務局（区長） 32年の10月。本当は33年度まで掛かるのですが、できるだけ早くということで、32年10月を目指して進めようかということで、ちょっと補足しますと、会長も設計に入る前の審査委員に入っていたと思いますが、一応業者が決まって今基本設計に入っています。基本設計が28年12月にできます。基本設計に続けて実施設計に入りますのが、29年度の秋ごろに終わります。次は何かと言いますと本格的な工事発注になります。29年後半から、30年、31年、32年の4年ちょっとぐらいかかります。というのが今のところ我々が聞き及んでいるスケジュールです。

委員 以前いただいた資料で、新旧対照表というのがありまして、ここに地方債の発行総額というのが30年度と31年度で突出して大きく上がっているんで、ここらで何か大きなことがあるのかなあと。50億円近くになっている。27年度で上がっているのは桐原が原因ですね。

事務局（区長） そうです。次に上がってくるのは私も明確ではないのですが、大型事業で言いましたら岡山ですね、今、財政が厳しい中ですので、個人的には安土のまちもこのような整備ができたらいいなあと思っていますのですけれど。この財政計画には安土の拠点整備は入っていません。

会長 これもこの前、担当者に説明してもらいましたが、27年度までは実績で、28年度からは変わってきますよね。

事務局（区長） このシミュレーションは毎年見直していきますので、地域協議会から財政課を

呼び出して説明を求めても良いのではないかなあとと思います。それとあわせて、今は無理ですけれども、庁舎の実施設計ができたかできないかぐらいで今後のスケジュールはどうなるのかということも地域協議会に担当者を来ていただいて意見を交えるのも一つかなあとと思います。と言いますのは、工事に入りますとおそらく最小の経費で最大の効果を出すというのが共通認識ですけれども、そうなると思える施設を使おうという話は出ていますので、前から言われている安土の支所が仮庁舎化して来るのが本格化していくと思います。そうなると、どの課が来てどのような仕事をするのかということも、皆さんに聞いていただく機会があるかと思いますが、そういう今後の運びになろうかと思っています。

会長                    今の落札した業者の実施設計が終わるのが来秋だと。それでその業者さんは、市が想定していた竣工を4か月ぐらい短縮しますということでした。

委員                    期間を延長しますことについてどうですかということですよ。いろんなこといっぱい出てきているんです。中身についてご意見をと言うことではないのですね。そうなるのととてもじゃないけれど一遍ではできない。

事務局（区長）        そう。いつまで検証するのだということにもなりますし。随時、ここがわからないから担当呼んで聞いてもらったらどうですか。

会長                    この前は未調整項目を事務局が上げてもらったが、仙波さんの話だと、新市基本計画の項目ぐらいは、その時点では完全実施ではないと思いますが、新市基本計画に謳った内容はどうなっているのだと、これこれこういう制度で、あるいは施設となって完了していますというような、中間的な項目と言うのは結構新市基本計画にはあると思います。手も付いてないような項目があるとなると、あと1、2年しかないのに、どうしているのかという指摘をしないといけないのです。一度、新市基本計画を網羅してもいいのです。

委員                    そうではなくて、協議会との関係なのですからけれどもね、期間延長に関する。

会長                    安土町地域自治区が出来て、地域協議会の設置なのです。基本は地域自治区なのです。安土町地域自治区に関する事で、ここの支所が安土町総合支所になっているのですが、本来ですと、2課あったものが1課にされたときも、実は本庁から協議会に関する事は諮問が来ないのといけないのです。地域自治区、その下に地域協議会がありまして、地域自治区に関する事は全てが地域協議会に実は意見を聞くことになっているのです。これが地方自治法第202条の項目に記載されているのです。実はそうなんです。かなりの権限があるのです。合併協議会のときの資料を見ていると、基本計画は10年なのになぜ地域自治区は4年な



のか、おかしいのではないかと私ら安土側の者としては、新市基本計画の実行を、要は実施確認をすることが協議会の1つの言わば任務なのですね。10年計画でしているのに、4年で地域協議会が終わったら、検証はできずに終わらないと行けなくなる。だから、今回でも5年延長するから、地域自治区も5年延長しますという対になるものではないのです。これは一旦認めるものの、基本計画については地方自治法第202条7項2号により、我々安土町地域自治区に対して十分関係の大きい庁舎整備事業である、あるいは財政においても皆さん言うておられるように気になることである。地域自治区の期間というものは、どのように考えていただけるのか対になることであります。協議会が意見を述べたときはその内容を勘案し、適切な対応をしなければならぬとあり、今そこなのです。だから、無視はできない。そういった意見を言ったときに、市長はそれに対してどう対処するかということになるので、基本的に、諮問に対しての期間の点と、その内容、財政のことと庁舎整備事業を明確にされた、この新市基本計画変更案の答申については、皆さん意見無かったら結構でございます。ただし、これによってこれらの実行、特に庁舎整備事業につきましては市民に関与する福祉、子育て、あらゆる市民に関係する項目が整備の中にはたくさん取り込まれておりますので、それらを実際に気になることは財政面で、これらが気になる部分について検証方法は、我々の自治区の延長無くして何を代替で検証できる状態を保っていただくのでしょうかと、そのような発言をしていかなければいけないでしょうね。

委員 地域自治区は10年間ということですが、延長した期間はどのような位置付けになるのでしょうか。

会長 今までは地域自治区における地域協議会が執行状態については意見を具申したり、確認したりする役割にあったわけですから、それじゃその期間が10年で終わって、基本計画だけが延長された場合に、その執行状況の確認についてはどのような施策が講じていただけるのでしょうかということになる。安土地域住民としては、地域自治区に変わるそこの意見を市長に言える状態であれば良い。地域協議会の1つの権限なのですね。地域自治区が終了しますと、地域協議会の権限が無くなる。検証施策はどのように考えていただけるのでしょうかと。その検証方法とはどのようにしていただけるかということになる。

事務局（区長） まだ正式決定ではないのですが、その手立てについては、総合発展計画を作る予定なのです。近江八幡市は、総合発展計画は作れていないのです。それは内部でも気になっているところですので、今の話とは別に、地域自治区はこれは約束事ですので10年です。それが32年3月で終わります。当然、地域協議会も終了です。29年から30年の2か年にかけて、新市基本計画を重要視して、いろんな事業をあわせて、2か年で総合発展計画を策定しようとする準備段階に入っていま

す。その基本計画を入れ替わるのが、ちょうど地域自治区が終わる 1 年前の 31 年度から総合計画を軸に、基本計画を持ち込んでいる総合計画を作らざるを得ないのです。そのような運びで、今検討しています。あと、地域自治区の期間がどうのこうのというのはおそらく、その総合発展計画の中でいろんな形の全体としての検証方法を何らかの機関を設けていくのかなあというように私は思います。

会長

今区長が申されましたように、そのようなことも暗に伺っておられますので、我々も地域自治区なので自治区というものが合併特例によって 10 年ございます。市から来ました新市基本計画が、実はイコール 10 年というものではなく、新市基本計画は新市基本計画、それに関しまして合併特例から安土町地域自治区というものが設立されまして、その審議機関の位置づけなされたということが基本でございまして、自動的に新市基本計画が 5 年延長されたから安土町地域自治区が 5 年延びるというものではございません。たまたま地方自治法によります新市基本計画の執行状況や、それに関連する物の意見具申が出来ますよと、市長、担当部署に対しまして。こういう地方自治法の決まりがございまして、いままではそれでやった。今のように基本計画を 5 年延長されますと、地域自治区が終了しますので、その 5 年延長の期間の新市基本計画の執行状況や関連すると言いますのが、財政的な面ですね、新市基本計画の変更の期間とともに関連いたしますものの執行状況や、いろんな内容確認についてはどのような施策で対処いただけるものかということをお付けしておけば、今区長が申されました 10 年終結までには地域協議会に代わりの検証と申しますか行政側に意見の出せる機関として別途考えがあると言うような返事になるように、区長の話聞いていたらそのような気がする。私が合併協議会のときに言ったのは、基本計画が 10 年で、地域自治区が 4 年では、執行状況は確認できないのです。ということで、地域自治区も 10 年ということになったのですけれども、決して公的に対の物ではないのですが、その中身が基本計画の執行の確認と言う役割がある以上、基本計画と対にせざるを得ないということなのですね。であれば、今度は 10 年で特例が切れたときに、その執行状況はどういう制度なり施策をもってその確認をしてもらえる方法を取ってもらえるのでしょうかということにしておけば良いのではないかと思います。基本的には、今回の変更については地域協議会としては賛成しますとか異議がございませんとかということになる。ただし、地域自治区終結後の 5 年についての基本計画の状況確認につきましては、地域自治区に代わる何かをお考えでしょうかというような、基本計画の確認をどのような形でしていただけるのでしょうかということ。区長の話聞いてると、基本計画は 5 年延長されますけれども、総合発展計画はそれを織り込んでの計画になりますので、そうなりますと、その総合発展計画の中の検証ということで別の組織と言いますか制度を作ってやって行くということになってくると思います。

事務局（区長）	<p>地域協議会は諮問を受けていますので、それに対して会長名で答申を返さないといけない。その回答について、他の例を参考に聞いたのですが、先ほど言われたように検証どうこうということは間違いではございません。必要なことですが、その事と今回の事を抱き合わせて答申をするということについては、近江八幡市の内部的には良いのですけれども、答申の文書を付けて県・国に上げることになるのです。そこに、関係のないことが付記として盛り込んであると、通らない。前に進まなくなる。協議会はそのような意見があるとして、答申とは別に意見書を出したら良いのではないのかなあと、私は思います。</p>
会長	<p>県に出すときは、地域協議会の意見を聞いたのかと地方自治法に書いてあるから文書を付けないといけない。地域協議会としては、意見が無いということで、異議なしとか答申する。それで、市長あてに同時に、今般基本計画延長の諮問を受けましたがその執行状態の確認について地域自治区終結後の方策について延長された期間での検証はどのようにお考えなのか聞きたいということを出したらいいですね、別途。</p>
事務局（区長）	<p>新市基本計画というのは旧安土町の言い分と、旧近江八幡市の言い分での約束事です。その決め事を変更することはできません。変更しかけたらきりが無い。ただ、この項目に明確にできていなかった部分を今回、追記したということです。期間を延長するということですが、10年という地域自治区は約束事で決まっていることですので、それを5年延長するということは、大々的に土台から壊すことになりますので。</p>
会長	<p>新市基本計画にも、安土町地域自治区が何年だとかは載っていない。ということで、皆さんどうでしょうか。私も諮問ということで初めてなのですが、基本的に基本計画の5年延長、それは庁舎整備の具体化をしないと、もともとは薄っすらとは書いているのだけれど、それではなかなか国の助成対応が課題であるということから、今回明確に庁舎整備事業ということを明記するということについて、異議なしということでよろしいですか。</p> <p>ということで、諮問につきましてはそのようなことで。当然財政も現在作成中ですが、財政計画も先般いただいた27年までは実績ですが。基本計画の執行につきまして、残り3年で基本計画の方向性は決めてもらわないと困る。新市基本計画の各項目がどこまで行っているのか、その時に行っていないとしても、その時にはこれこれこういう弊害があるとかでできないが数年遅れてでもこういう制度で持って行こうとか、たぶん担当部署は庁内決まっているのでそこで検討されていますので、そこでだいたい確認が取れると思います。庁舎の機能が実行されますと、より住民サービスなり市民から出ていますいろんな要望も機能が発揮できて確認できる姿が、残念ながら地域自治区終結の3年遅れぐらいになるの</p>

ではないのかなあと思う。しかし、この地域自治区が終わる時には実施設計が終わりますので、たぶん最後の5期には庁舎の実務のレイアウトが提起できるぐらいにはなります。実施には間に合いませんが。従いまして、確認について、皆さんが理解をできるぐらいまではあと3年ありますと、できるのではないかなあと思います。

副会長

合併推進債のための延長ということですが、「合併」と付いている以上は、安土もちょっとは関与しないとイケないのかなあと。

会長

諮問に付けるとなると手続き上、困難なことになるので、別途市長あてに協議会としての意見書として、諮問に答えるものではなくて別途、意見書として市長あてに皆さんが気にしていることについては出そうと。新市基本計画を、総合発展計画に置き換えて、そこを審議するような委員の中で検証ができるようなことになってくるであろう。確定ではありませんが、区長のいろんな情報からそのようなお話ができましたので、そのように切り替えて、新市基本計画の執行状態につきましては市民の目線から検証できるようにというような返答になるかもしれません。市長あてに意見を出しておけば、今すぐには返答は無くても、そのように検討していますとかいうような、このように考えているとかいうような回答が来るかもしれません。何らかの回答はあると思います。

事務局（区長）

それはごもつともだと思います。国や総務省に上げる書類には、諮問されている部分について地域協議会の意見を求めなさいということですので。そのことについては、貴重な意見ですので別に、審議に当たってこういう意見が出ていましたということで、市長あてに意見具申をするということで。今の、期間延長に関する意見だけではなしに、他にも意見があれば付け加えて、審議してもらったらいと私は思います。

会長

そんなところで、みなさんどうでしょうか。これだけということはありませんか。

委員

この前、宗野先生が安土は特別なのだとおっしゃっていたのですが、どういことが特別なのですか。10年ということが特別なのか、地方自治法的に。

会長

安土という地域自治区を作ったというのが特例で作った。本来は、他所で作っておられるのは、地方自治法に基づく地域自治区というのはあるのです。ところが、この場合は、合併特例による地域自治区ということで、期間は限定的。

事務局（区長）

合併の準備会でも議会においても、地方自治法に基づく方法の合併で行くの

か、特例法に基づいて行くのか議論があったのです。長浜でも広域の合併をした時でも、地域自治区は作らないでも良いのです、普通は。地方自治法では、そのような制度ではないのです。

委員 結論は先ほどのとおりで良いのですけれども、意見書として出す物が、見てもらえたら良いのですけれども。総務省まで地域協議会の意見を知ってもらっておくために、意見を付けておいたらどうでしょうか。

事務局（区長） 意見を付けると、総務省以前に県も受け付けないでしょう。県としたら、これは解決するまで触れませんよというようなことです。

会長 そうでしょうね。意見が出ていた、その対処を上手くしてくださいということになりますね。

事務局（区長） やはり意見は別として、十分に検証する手立てを考えてくださいよということ。を別の紙で要望したらどうですかと私は言っているのです。会長・副会長には、市長の諮問に対し、ぜひとも文書を持って市長のところに行っていただいたときに、別に話をしていただいたほうが良いと私は思います。

会長 その時に別の文書で持って行ったら良いね。

事務局（区長） そうです。そういうようにして下さった方がいいのと違いますか。

会長 はい。そういうことで、委員、ひとつ理解していただいて。あとはご意見ございませんか。

基本計画に記載されています内容を読んで、もしこんなこと書いてあるに全然具体化されていないとか、これはどうなっているのかとかありましたら、担当課を呼んで。本来、基本計画は約束事で、今はできていなくても、何かの障害があって今はできていないけれども、必ずやこうこうしかじかでやりますだとかということを説明できないと駄目なのです。道路整備だとか、今の県道2号線のように、県がうんと言わなければどうしようもないことなのです。しかし、根気よく努めてまいりますとかいうようなことが、基本計画にはいくつもあると思います。そのようなことで、ひとつご理解を得まして。

事務局（区長） この前、私、部長会がありまして、今後のいろんな話がありましたけれども、市の慣行がまだ結論が出ていない部分があったと思うのです。一応、合併が5年経過したということで、5周年式典をしようかということでされました。その際に慣行のほうも、既に鳥だとか花だとかだいたい発表されましたけれども、歌がま

だもうちょっとできていなく遅れていました。それが最終的に 10 月頃にはある程度絞られてきますので、そうなったら地域協議会でもそれが残っているので、担当課に説明を来てくださいよと私からも担当部局には言っておきましたので、またそのことについては詳しい説明があろうかと思えますけれども、よろしくお願ひします。

あと、残っておるのは、景観農業振興。

会長

そうなると、未調整の項目と言うのは、3 つでしたか。

事務局（区長）

慣行の取り扱いと言うのが平成 27 年 12 月頃までにはという話でいたのですけれども、若干遅れています。景観農業振興整備計画ということで、これも農村整備の中で進められています。それと都市計画の中で風景づくり条例ということで、これを進めています。この分が残っています。

会長

風景づくりというのは、ほぼできています。地元から手を上げて進めていただいていますので。風景づくりというのは、黙っていて地域指定していただけるものではないので。

新市基本計画はまた目を通していただいて、その都度担当課を呼んで確認をしても結構ですので。その中には基本的なこともたくさんありまして、わざわざ担当課を呼ばなくても皆さんがもうこれはできているなど判断できる項目もたくさんございます。

それでは皆さん、今回の諮問についてご意見はございますか。無いようでしたら、事務局はどうですか。

事務局（次長）

答申の案を事務局で作らせてもらいまして、皆さんに文書でお送りさせてもらい確認していただくという形でよろしいでしょうか。

会長

文章としては簡単なものなのだろうね。

事務局（次長）

同意しますとか言うようなものになります。

委員

後についてくる意見書がどうなるかということですね。

事務局（区長）

一度、皆さんの意見をまとめて、会長・副会長に確認してもらって、良かったらそれを出しましたよというように皆さんに報告したらどうか。そのようにさせてもらったらどうか。

会長

そのように、事務局にお手数おかけしますがよろしくお願ひします。これは、

いつまでが期限でしたか。

事務局（区長） 10月の中ごろにはパブリックコメントを取られます。それが終わったら、すぐに県に手続きされます。

会長 10月早々には届けた方が良いなあ。できれば、庁内部長会あたりに間に合わせると良い。

事務局（次長） 意見書を作らせてもらって、会長・副会長に見ていただいってもらって、皆さんには後ほどお送りさせてもらうということで。市長に報告に行く日程についてはまた日程調整させていただきます。よろしくお願いします。

会長 できれば10月の第1週の前半ぐらいに、会議運営部会があるので。いずれにせよ、まずは意見書の策定をお願いします。

事務局（次長） はい。

会長 それでは、事務局にご厄介をお掛けしますが、その他、事務局からは他にございませんか。本日は、1点に絞って集中審議ということで大変皆さんお忙しい中ありがとうございました。終了に際しまして恒例の副会長からのご挨拶をお願いします。

副会長 (あいさつ)

【終了 15:00】

会議録作成  
近江八幡市安土町地域自治区事務所  
住民課 庶務グループ  
TEL: 0748-46-3141 FAX: 0748-46-5320  
E-mail: 390110@city.omihachiman.lg.jp